

意見書

平成 29 年 2 月 13 日

京都府知事 山田 啓二 様

意見書を提出しようとする者

住所 (地域団体にあつては、道) 京都府相楽郡南山城村  
氏名



京都府林地開発行為の手続に関する条例 (平成23年京都府条例第25号) 第7条第1項の規定による意見は、下記のとおりです。

記

- 1 意見を有する事業計画書を提出した林地開発行為予定者の氏名  
FS Japan Project 6 合同会社 職務執行者 ビュフォート・ジョーナス・エバレット
- 2 林地開発行為の目的  
メガソーラー発電所の建設
- 3 林地開発行為をしようとする区域  
京都府相楽郡南山城村大字北大河原小字砂田20番4ほか

4 事業計画書の内容について生活環境の保全の見地から有する意見  
 ・自然環境も壊し、近くの住民生活にも与えるメガソーラー発電はやりたくない。  
 ・砂子田川や谷も盛土にした、造成地は弱く、ゲリラ豪雨が発生した場合、土砂崩れが心配。

備考 1 住所 (市区町村名を除く。)、氏名及び京都府個人情報保護条例第2条第1号に規定する個人情報 (個人に関する情報であつて、個人が特定され得るもの (他の情報と照合することにより、個人が特定され得るものを含む。)) をいいます。) については公表しませんが、その他の部分については本意見書を複写の上、原文のまま公表します。  
 2 御意見の内容を確認させていただくことがありますので、差し支えなければ電話番号を記入してください。

## 意見書

平成 29年 2月 14日

京都府知事 山田 啓二様

意見書を提出しようとする者

住所（地域団体にあつては、連絡先の住所又は代表者の住所）

京都府相楽郡南山城村  
氏名（地域団体にあつては、名  
（電

京都府林地開発行為の手続に関する条例（平成23年京都府条例第25号）第7条第1項の規定による意見は、下記のとおりです。

## 記

- 1 意見を有する事業計画書を提出した林地開発行為予定者の氏名  
FS Japan Project 6 合同会社 職務執行者 ビュフォート・ジエームス・エバレット
  - 2 林地開発行為の目的  
メガソーラー発電所の建設
  - 3 林地開発行為をしようとする区域  
京都府相楽郡南山城村大字北大河原小字砂田20番4ほか
  - 4 事業計画書の内容について生活環境の保全の見地から有する意見  
沼状態の砂子田川や谷を盛土にしての造成は大雨時には非常に危険だと思います。  
開発予定地は健康の為に多くの近隣住民がウォーキングをしています。  
野鳥などで癒されています。メガソーラー設備から発生する音は聞きたくない。  
自然環境を破壊、住民に防災面で不安を与えるような開発計画は中止して下さい。
- 備考 1 住所（市区町村名を除く。）、氏名及び京都府個人情報保護条例第2条第1号に規定する個人情報（個人に関する情報であつて、個人が特定され得るもの（他の情報と照合することにより、個人が特定され得るものを含む。）をいいます。）については公表しませんが、その他の部分については本意見書を複写の上、原文のまま公表します。
- 2 御意見の内容を確認させていただくことがありますので、差し支えなければ電話番号を記入してください。

## 意見書

平成 29 年 2 月 15 日

京都府知事 様

意見書を提出しようとする者

住所 相模郡南山城村

氏名



番号



京都府林地開発行為の手続に関する条例（平成23年京都府条例第25号）第7条第1項の規定による意見は、下記のとおりです。

## 記

- 1 意見を有する事業計画書を提出した林地開発行為予定者の氏名  
FS Japan Project 6 合同会社 職務執行者 ビュフォード・ジェームス・エバレット
- 2 林地開発行為の目的  
メガソーラー発電所の建設
- 3 林地開発行為をしようとする区域  
京都府相模郡南山城村大字北大河原小字砂田20番4ほか
- 4 事業計画書の内容について生活環境の保全の見地から有する意見

別紙のとおり

- 備考
- 1 住所（市区町村名を除く。）、氏名及び京都府個人情報保護条例第2条第1号に規定する個人情報（個人に関する情報であつて、個人が特定され得るもの（他の情報と照合することにより、個人が特定され得るものを含む。）をいいます。）については公表しませんが、その他の部分については本意見書を複写の上、原文のまま公表します。
  - 2 御意見の内容を確認させていただくことがありますので、差し支えなければ電話番号を記入してください。

## メガソーラーの開発計画に対する意見書

- 1) 地域説明会でも、開発事業者の企業モラルや親会社との関係などについて多々不信感を抱き、賛同し難い。
- 2) 永年かけて作られてきた村の自然、地形、景観、更に生態系を壊してまで進めようとする今回の開発事業は、地域住民にはメリットなく断固反対である。  
永久不可欠な事業でない本件開発の為の破壊は回避すべき。
- 3) 計画では、発電した電気は中部電力(遠く三重県上野市)に送る予定とのこと。  
事業の全体像も見えず、もっと需要地の近くに作るべき。  
なぜ関係ない当村が犠牲になるのか?  
また、本件土地開発だけを先行することは危険であり、施設の具体的構造や事業内容と合わせて審理されるべきである。
- 4) 昨年の反対署名は2千名以上にのぼり、これは施設周辺地域の住民数以上、全村民でも7割以上にも及ぶ人が反対している。この反対数や各種報道をどう受け止めているのか?  
事業者は賛同する人がいるというが、その実数を明らかにしていない。
- 5) 先に公示された縦覧資料及びこれまでの業者説明でも多々疑問や不明確が見られ、容認できない。  
a) 安全の為に、西区中央(中谷川沿い)の谷を埋めフラットにし、迂回排水路を設けるとしている点。
  - ・排水路は間口2m幅とするが、これはどの程度の雨量を想定しているのか?  
異常気象が進む中で、これまでの「想定」が通用しなくなっている。安全性が懸念される。
  - ・計画は、降雨の流れ道を遮る構造で、谷を埋めること、流れを迂回させることがなぜ安全なのか理解できない。
  - ・業者は、その理由として整地壁面を盛土することの崩落危険性を挙げる。しかし、豪雨時には大量の濁流や流出した樹木等が一揆に押し寄せる為、狭い排水路は堰き止められ濁流池を作る。  
これは常に決壊の危険性に晒され、一端決壊すると殿田川に合流し甚大な被害を齎す。  
奥田地区は生活道路を失う。
  - ・濁流は流れにまかせた今の状態が自然であり、本件のように迂回させる必要はない。
  - ・排水路は西区の東側斜面に沿って設ける設計だが、決壊や土砂堆積によるオーバーフローの危険性が否定できない。  
⇒NTでは、造成後も何度となく斜面崩落を経験しており、最近では30年近く経って発生した例もある。(1993年豪雨による西側外周道路の崩落)
  - ・盛土が危険ならば、東区はなぜ盛土にするのか?
  - ・埋め立て谷部は設置面が切土になるように後退させればよいのであり、埋立てや迂回排水路とは関係ない問題。  
結局は、設置面積率を高める為の業者側都合によるものでしかなく、納得できない。

b) 豪雨対策

- ・貯留池はどの程度の雨量を想定しどのように管理されるのか?  
常に空状態でなければ、豪雨時には役に立たない。
- ・適切な間隔で排水管渠を設けるとしているが、傾斜したパネルから流れ出す降雨を渠に回収できるのか? 特に、豪雨時は渠に回収されない場合もあり、斜面から流れ出るのでは?
- ・開発地の豪雨は自然浸透が少なく、また広大であるために短時間で下流河川に流出し被害拡大を招く恐れがある。

c) 事業者は事業期間を暫定 20 年とし、期間終了後は現状回復し植樹するとしている。

- ・現状回復の具体的内容が示されていない。  
(西区の埋めた谷を元に戻し、調整池や排水路を撤去するのか?)
- ・無用な調整池やいつ崩壊するか分からない迂回排水路がそのままでは危険。  
また、調整池の維持管理(監視、水抜きなど)はどうするのか?
- ・撤去閉鎖時にそのような危険遺産を残されても住民には迷惑である。調整池は使い道なし。
- ・NT では、これまでも業者による隣接地の開発(西山開発)が行われたことがあるが、工事途中に断念され、今もそのまま放置されている。  
(⇒事故や犯罪の危険性が考えられる)

d) 電磁波の問題について

- ・縦覧資料では、「電磁波の暴露は人間に無害」としながらも、説明会では数件の事例報告を認めている。
- ・しかし、今回の事業計画はメガ級の規模で、比較レベルは大きく異なる。
- ・高圧電流と電磁波との関係性はこれまでも常に指摘・報道されており、危険性が全く解消されず数件の報告を認める以上、「電磁波の影響はない。」とは言えないはず。
- ・業者主張は「未だ検証されていない」というだけでことで、絶対的な安全ではない。
- ・被害があっても、一般住民には因果関係の証明は困難で、泣き寝入りになる。
- ・また西区で集めた電気は、どこをどのような工法で、東区側に送るのか?  
その送電は、少なくとも奥田地域への生活道路と交差し、また近くの水田作業者にも影響大。

e) 反射光の影響について。

- ・本件では、施設周囲には高層施設はなく、「反射光の影響はない」としている。  
しかし、施設の西側には山上の童仙房地域に通じる生活道路がある。これは急勾配で、一瞬でもその反射光が下山する車の運転者に当たれば影響大。重大事故の原因となり非常に危険。
- ・事業者は、全季節、全時間帯を通じて影響を検証すべき。

f) 施設周辺への温度影響について

- ・縦覧資料では、気温影響の問題について、「屋根瓦などと比較し、熱吸収しないので影響はない」とし、土地の被覆方法で対応するとしている。反射光を無視し、論拠に欠ける。
- ・また、説明会で業者が説明する、那須鳥中山太陽光発電所とは、その図面で見ても本件とは比

較にならない程の小規模施設と推測される。

規模が全く異なり気温変化の比較になり得ず、その観測方法も明確ではない。

メガソーラーにおける上空温度の比較を示すべき。

- ・大量のパネルからの反射光は、周辺温度を高め上昇気流(竜巻)を作る原因となる。

g) 景観について。

- ・説明や縦覧資料では、景観への影響について、NTの集会所2階、保健福祉センター、駅ホーム、三国林道の4地点を挙げ、「視認できない」としている。
- ・しかし、その判断は事業施設の中心点を見たもので、施設周辺部は明らかに目視されるが無視されている。
- ・また前記4か所を選んだ根拠も明確ではない。例えば、NTには集会所より高い宅地は多く、更に田山割尾坂地域や総合グラウンドからは完全に一望される。
- ・業者は、意図的に目視性の少ない地域を選択したとしか思えない。

h) 生態系への影響について。

- ・これまでの地域説明会でも、生態系の問題は度々意見が出ていたが、縦覧資料ではそのことは全く触れられていない。なぜか?
- ・自然環境、地形、生体系を壊してまで開発する理由はない。

i) 高台上へのパネル設置について。

- ・強風によるソーラーパネルの飛散崩壊がしばしば報道されている。
- ・今回計画のような高台上に傾斜したソーラーパネルを設置した場合、横や下方からの強風を受け易く、パネルが飛散する危険性が高い。
- ・周囲気温の上昇や異常気象に伴う竜巻の可能性も否定できない。
- ・パネルはどのような構造で設置するのか?

以上、本件開発申請に意見する。

## 意見書

平成 29 年 2 月 17 日

京都府知事 様

意見書を提出しようとする者

住所 京都府相楽南山城村

氏名

京都府林地開発行為の手續に関する条例（平成23年京都府条例第25号）第7条第1項の規定による意見は、下記のとおりです。

## 記

- 1 意見を有する事業計画書を提出した林地開発行為予定者の氏名  
FS Japan Project 6 合同会社 職務執行者 ヒュフォート・ヴォーラス・エバレット
- 2 林地開発行為の目的  
メガソーラー発電所の建設
- 3 林地開発行為をしようとする区域  
京都府相楽郡南山城村大字北大河原小字砂田20番4ほか
- 4 事業計画書の内容について生活環境の保全の見地から有する意見  
意見書(別紙添付 1枚)

- 備考
- 1 住所（市区町村名を除く。）、氏名及び京都府個人情報保護条例第2条第1号に規定する個人情報（個人に関する情報であつて、個人が特定され得るもの（他の情報と照合することにより、個人が特定され得るものを含む。）をいいます。）については公表しませんが、その他の部分については本意見書を複写の上、原文のまま公表します。
  - 2 御意見の内容を確認させていただくことがありますので、差し支えなければ電話番号を記入してください。

H29年2月17日

## 南山城村太陽光発電事業に対する意見書



1. FS Japan Project6 合同会社の「企業倫理」は信頼できるのか？  
事業終了まで直接管理し、誠意をもって協定書内容遵守について表明すること。  
また、反社会的勢力に関する一切の疑義解消を図ること。
2. 西工区の谷埋め工法について防災上の向上策を再検討すること  
谷埋め盛土工法について防災上、より安定化を図れる対策を再検討すること。
3. 自主環境アセスメントにより判明した希少動植物等の影響を最大限低減すること。  
最終報告を公開するとともに、京都府の指導を含めは希少動植物等の影響を最大限低減すること。
4. パネル等の産業廃棄物に対し重量と処理方法を明確にすること  
事業終了時の、パネル等の産業廃棄物に対し概算重量と処理方法を明確にすること
5. 南山城村との協定を締結すること  
長期にわたる事業であることや、村全体に及ぶ自然環境影響並びに事業終了時の植林復旧、土地活用変更等、住民にとっての重要事項に対応できるのは行政であり、協定は是非必要である。
6. 意見書提出期限後の意見については、真摯に受止め誠意をもって文書で回答すること。

以上

## 意見書

平成29年2月17日

京都府知事 様

意見書を提出しようとする者

住所 南山城村

氏名

(電話番号:)

京都府林地開発行為の手続に関する条例（平成23年京都府条例第25号）第7条第1項の規定による意見は、下記のとおりです。

## 記

- 1 意見を有する事業計画書を提出した林地開発行為予定者の氏名  
FS Japan Project 6 合同会社 職務執行者 ビュフォート・ジェームス・エベレット
- 2 林地開発行為の目的  
メガソーラー発電所の建設
- 3 林地開発行為をしようとする区域  
京都府相楽郡南山城村大字北大河原小字砂田20番4ほか
- 4 事業計画書の内容について生活環境の保全の見地から有する意見

ニュータウンの住民です

自然に囲まれて暮せる私にとっては

理想郷です。

この村では自然の営みが脈脈と受けつがれていて自然哲学を学んでいます。

南山城村に生息している固有種を絶したくない

大切にしたい。

どうぞ よろしくお願ひします。

- 備考
- 1 住所（市区町村名を除く。）、氏名及び京都府個人情報保護条例第2条第1号に規定する個人情報（個人に関する情報であつて、個人が特定され得るもの（他の情報と照合することにより、個人が特定され得るものを含む。）をいいます。）については公表しませんが、その他の部分については本意見書を複写の上、原文のまま公表します。
  - 2 御意見の内容を確認させていただくことがありますので、差し支えなければ電話番号を記入してください。

## 意見書

平成 29 年 2 月 17 日

京都府知事 様

意見書を提出しようとする者

住所 京都府相楽郡南山城村

氏名

電

京都府林地開発行為の手續に関する条例（平成23年京都府条例第25号）第7条第1項の規定による意見は、下記のとおりです。

## 記

- 1 意見を有する事業計画書を提出した林地開発行為予定者の氏名  
FS Japan Project 6 合同会社 職務執行者 ビュフォート・ゾームス・エバレット
- 2 林地開発行為の目的  
メガソーラー発電所の建設
- 3 林地開発行為をしようとする区域  
京都府相楽郡南山城村大字北大河原小字砂田20番4ほか
- 4 事業計画書の内容について生活環境の保全の見地から有する意見

災害防止等の現状の地形を保つてほしいと思っております

- 備考
- 1 住所（市区町村名を除く。）、氏名及び京都府個人情報保護条例第2条第1号に規定する個人情報（個人に関する情報であつて、個人が特定され得るもの（他の情報と照合することにより、個人が特定され得るものを含む。）をいいます。）については公表しませんが、その他の部分については本意見書を複写の上、原文のまま公表します。
  - 2 御意見の内容を確認させていただくことがありますので、差し支えなければ電話番号を記入してください。

意見書

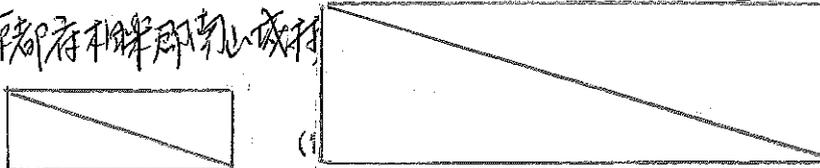
平成 29 年 2 月 17 日

京都府知事 様

意見書を提出しようとする者

住所 京都府相楽郡南山城村大字北大河原小字砂田

氏名



京都府林地開発行為の手続に関する条例（平成23年京都府条例第25号）第7条第1項の規定による意見は、下記のとおりです。

記

- 1 意見を有する事業計画書を提出した林地開発行為予定者の氏名  
FS Japan Project 6 合同会社 職務執行者 ビューフォード・ヴェーラス・エベレット
- 2 林地開発行為の目的  
メガソーラー発電所の建設
- 3 林地開発行為をしようとする区域  
京都府相楽郡南山城村大字北大河原小字砂田20番4ほか
- 4 事業計画書の内容について生活環境の保全の見地から有する意見

今の自然環境も子供達の為にも残したいので  
計画に反対します。

- 備考
- 1 住所（市区町村名を除く。）、氏名及び京都府個人情報保護条例第2条第1号に規定する個人情報（個人に関する情報であつて、個人が特定され得るもの（他の情報と照合することにより、個人が特定され得るものを含む。）をいいます。）については公表しませんが、その他の部分については本意見書を複写の上、原文のまま公表します。
  - 2 御意見の内容を確認させていただくことがありますので、差し支えなければ電話番号を記入してください。

平成 29 年 2 月 17 日

京都府知事 様

意見書を提出しようとする者

住所 京都府相楽郡南山城村

氏名 (電話番)

京都府林地開發行爲の手續に関する条例（平成23年京都府条例第25号）第7条第1項の規定による意見は、下記のとおりです。

記

- 1 意見を有する事業計画書を提出した林地開發行爲予定者の氏名  
FS Japan Project 6 合同会社 職務執行者 ビュフォード・ジ・エム・エス・エバレット
- 2 林地開發行爲の目的  
メガソーラー発電所の建設
- 3 林地開發行爲をしようとする区域  
京都府相楽郡南山城村大字北大河原小字砂田20番4ほか
- 4 事業計画書の内容について生活環境の保全の見地から有する意見

◎ 太陽光パネルの кадミラハテリルの毒性について  
自然災害等での破損による流出の恐れがあるため、その毒性について 明確にすること。

◎ 20年後の林野復旧図とパネル、架台等の処理方法について  
数年では元の林野には戻らないし、地権者が更地を他に転用したいと要望した場合 何をどうに対処するのが。また、産業廃棄物としての太陽光パネル等の処理はどのようにするのが明確にすること。

◎ 電磁波の健康影響度と対策について  
公共施設や民家に近接しているため、健康影響度と対策について 明確にすること。

- 備考
- 1 住所（市区町村名を除く。）、氏名及び京都府個人情報保護条例第2条第1号に規定する個人情報（個人に関する情報であつて、個人が特定され得るもの（他の情報と照合することにより、個人が特定され得るものを含む。）をいいます。）については公表しませんが、その他の部分については本意見書を複写の上、原文のまま公表します。
  - 2 御意見の内容を確認させていただくことがありますので、差し支えなければ電話番号を記入してください。

## 意見書

平成 29年 2月 17日

京都府知事 様

意見書を提出しようとする者

住所 京都府相楽郡南山城村

氏名

(電話番号)

京都府林地開発行為の手続に関する条例（平成23年京都府条例第25号）第7条第1項の規定による意見は、下記のとおりです。

## 記

- 1 意見を有する事業計画書を提出した林地開発行為予定者の氏名  
FS Japan Project 6 合同会社 職務執行者 ビュフォート・ジョージ・エバレット
- 2 林地開発行為の目的  
メガソーラー発電所の建設
- 3 林地開発行為をしようとする区域  
京都府相楽郡南山城村大字北大河原小字砂田20番4ほか
- 4 事業計画書の内容について生活環境の保全の見地から有する意見

① 美しい景観がなくなる。

② 開発面積が余りに広大に過ぎること。

③ 森林伐採で希少な生物が絶滅する可能性がある。

- 備考
- 1 住所（市区町村名を除く。）、氏名及び京都府個人情報保護条例第2条第1号に規定する個人情報（個人に関する情報であつて、個人が特定され得るもの（他の情報と照合することにより、個人が特定され得るものを含む。）をいいます。）については公表しませんが、その他の部分については本意見書を複写の上、原文のまま公表します。
  - 2 御意見の内容を確認させていただくことがありますので、差し支えなければ電話番号を記入してください。

## 意見書

平成 29 年 2 月 19 日

京都府知事 様

意見書を提出しようとする者

住所	京都府相楽郡南山城村	
氏名		電話番号

京都府林地開発行為の手続に関する条例（平成23年京都府条例第25号）第7条第1項の規定による意見は、下記のとおりです。

## 記

- 1 意見を有する事業計画書を提出した林地開発行為予定者の氏名  
FS Japan Project 6 合同会社 職務執行者 ビュフォート・ジエムス・エバレット
- 2 林地開発行為の目的  
メガソーラー発電所の建設
- 3 林地開発行為をしようとする区域  
京都府相楽郡南山城村大字北大河原小字砂田20番4ほか
- 4 事業計画書の内容について生活環境の保全の見地から有する意見

次の(1)(2)のスツについて意見を申しのべます。

詳細は「別紙」=枚目として添付します。

- 備考
- 1 住所（市区町村名を除く。）、氏名及び京都府個人情報保護条例第2条第1号に規定する個人情報（個人に関する情報であつて、個人が特定され得るもの（他の情報と照合することにより、個人が特定され得るものを含む。）をいいます。）については公表しませんが、その他の部分については本意見書を複写の上、原文のまま公表します。
  - 2 御意見の内容を確認させていただくことがありますので、差し支えなければ電話番号を記入してください。

## 別紙二枚目

### (1) グリーン GDP に関する質問

#### 環境調整済国内純生産

国内純生産（NDP、国内総生産＝GDP から自然資源の減耗分を差し引いたもの）から環境に関する外部不経済を貨幣評価した費用（帰属環境費用）を控除した「環境調整済国内純生産」（EDP；Eco Domestic Product）のこと。経済の状況を示す指標としては GNP（国民総生産）や GDP（国内総生産）があるが、これらには環境汚染による国民生活の質の低下や、野生生物種などの枯渇が将来世代の選択の幅を狭めていることなどが反映されていない。そこで、経済政策の分野で環境に配慮した意志決定を行うために環境と経済との関わりを総合的に評価しうる指標の開発が求められてきた。グリーン GDP やグリーン GNP はこの考え方によるものである。これに関して国も取り組んでいる。

この考え方を今回の開発にあてはめて以下のことについて答えてもらいたい。

生産物の価値（電力）から自然環境破壊による自然資源の減耗分を差し引いたものが貨幣価値にしてどのくらいになるか明確に示してもらいたい。これによって南山城住民が被る被害額と恩恵を受けるものの価値はそれぞれどのくらいになるか示すこと。

(2) 20年後に林野に復元するとしているが、その資金をどうするのか。明確にすること。たとえば5億必要とすればそれを村に供託金として20年間預けるなど。

## 意見書

平成 29 年 2 月 17 日

京都府知事 様

意見書を提出しようとする者

住所 京都相楽郡南山城村

氏名

(電

京都府林地開発行為の手續に関する条例（平成23年京都府条例第25号）第7条第1項の規定による意見は、下記のとおりです。

## 記

- 1 意見を有する事業計画書を提出した林地開発行為予定者の氏名  
FS Japan Project 6 合同会社 職務執行者 ビュフォード・ジョージ・エバレット
- 2 林地開発行為の目的  
メガソーラー発電所の建設
- 3 林地開発行為をしようとする区域  
京都府相楽郡南山城村大字北大河原小字砂田20番4ほか
- 4 事業計画書の内容について生活環境の保全の見地から有する意見

1. 環境アセスメントを明確に実施すること。

自然破壊が大きい。

何年前、ニュータウン(相楽)西山の森林伐採に依り住居前の道路が崩れ落ちた事がありました。

今回のメガソーラー発電所の建設に依る林地開発は、生活環境の保全の見地からも理解出来ません。

行き場の無くなった自然の力は

どこへ行くのでしようか。

- 備考
- 1 住所（市区町村名を除く。）、氏名及び京都府個人情報保護条例第2条第1号に規定する個人情報（個人に関する情報であつて、個人が特定され得るもの（他の情報と照合することにより、個人が特定され得るものを含む。）をいいます。）については公表しませんが、その他の部分については本意見書を複写の上、原文のまま公表します。
  - 2 御意見の内容を確認させていただくことがありますので、差し支えなければ電話番号を記入してください。

## 意見書

平成 29 年 2 月 19 日

京都府知事 様

意見書を提出しようとする者

住所  
氏名

--	--

京都府林地開発行為の手続に関する条例（平成23年京都府条例第25号）第7条第1項の規定による意見は、下記のとおりです。

## 記

- 1 意見を有する事業計画書を提出した林地開発行為予定者の氏名  
RS Japan Project 6 合同会社 職務執行者 ビュフォード・ジョージ・エバレット
- 2 林地開発行為の目的  
メガソーラー発電所の建設
- 3 林地開発行為をしようとする区域  
京都府相楽郡南山城村大字北大河原小字砂田20番4ほか
- 4 事業計画書の内容について生活環境の保全の見地から有する意見

## お願い

南山城の自然を壊さないでください。

一度破壊した自然が、元に戻らないことを私たちは知っています。

京都府内で、積雪も少なく、見渡す限りの豊かな自然が

南山城の宝であり、府の資産でもあります。

私たちは反対ありきの反対をしているものではありません。

京の歴史の佇まいの横で、ひっそりと、そして頑なに自然を守り抜いてきた南山城を見捨てないで頂きたいのです。

事業者は、地域の住民に対し、誠意ある対応がないと聞きます。

府の行政のご判断とお力が、私たちの最後の拠り所です。

南山城のかけがえの無い自然をお守り下さい。

お願いいたします。

- 備考
- 1 住所（市区町村名を除く。）、氏名及び京都府個人情報保護条例第2条第1号に規定する個人情報（個人に関する情報であつて、個人が特定され得るもの（他の情報と照合することにより、個人が特定され得るものを含む。）をいいます。）については公表しませんが、その他の部分については本意見書を複写の上、原文のまま公表します。
  - 2 御意見の内容を確認させていただくことがありますので、差し支えなければ電話番号を記入してください。

平成 29 年 2 月 19 日

京都府知事 様

意見書を提出しようとする者

住所	
氏名	

京都府林地開発行為の手続に関する条例（平成23年京都府条例第25号）第7条第1項の規定による意見は、下記のとおりです。

## 記

- 1 意見を有する事業計画書を提出した林地開発行為予定者の氏名  
FS Japan Project 6 合同会社 職務執行者 ビュフォード・ジエームス・エベレット
- 2 林地開発行為の目的  
メガソーラー発電所の建設
- 3 林地開発行為をしようとする区域  
京都府相楽郡南山城村大字北大河原小字砂田20番4ほか
- 4 事業計画書の内容について生活環境の保全の見地から有する意見

開発行為事業者は、南山城の山を削り谷を埋め、河川の流れまでも不自然に変えようと計画している。更に発電した電力は、域外の中部電力へ売電するというからまさに「ひさしを貸して母屋を取られる」とはこの事だ。京都南端の当地は、北部とは趣の異なる Slow Life Field として定着しており、地域住民はこの認識を共有しています。

この地域には、JRが1時間に1便走るだけで他の公共交通機関は皆無です。にも拘らず承知の上で他地域から転入される方々もおられる。私自身、この地を 終の棲家 として  定住しました。360度、落ち着いた自然が息吹くこの南山城にソーラーは絶対に要らない。止めて頂きたい。自然エネルギーの有効利用が国是だから、何処へソーラーや風力設備を建設しようが業者の自由というならこの先は行政の判断しかない。当村の村長は当初から我関せずで、住民の意見書すら見ないらしい。京都府が、三県国境に位置するこの南山城の将来を、どう位置付けしているか知らないが、仮に【既に高齢者が4割を越す空家地帯】【若者の定住は見込めない】【企業誘致も先ず無理】だから地域住民の意思や利便よりも地域開発を優先する、という姿勢なら、必ず将来に大きな禍根を残す結果となります。

府のHPで関連アリと思われるスタックを閲覧しても、南山城村が直面するソーラーの【ソ】の字も見当たらないです。不誠実な事業者が相手では埒があきません。府のご判断を期待します。

- 備考
- 1 住所（市区町村名を除く。）、氏名及び京都府個人情報保護条例第2条第1号に規定する個人情報（個人に関する情報であつて、個人が特定され得るもの（他の情報と照合することにより、個人が特定され得るものを含む。）をいいます。）については公表しませんが、その他の部分については本意見書を複写の上、原文のまま公表します。
  - 2 御意見の内容を確認させていただくことがありますので、差し支えなければ電話番号を記入してください。

意見書

平成 29 年 2 月 17 日

京都府知事 様

意見書を提出しようとする者

住所 京都府相楽郡南山城村

[Redacted box]

氏名

[Redacted box]

(電話番号)

[Redacted box]

京都府林地開発行為の手續に関する条例（平成23年京都府条例第26号）第7条第1項の規定による意見は、下記のとおりです。

記

- 1 意見を有する事業計画書を提出した林地開発行為予定者の氏名  
FS Japan Project 6 合同会社 職務執行者 ビュフォート・ジエム・エベレット
- 2 林地開発行為の目的  
メガソーラー発電所の建設
- 3 林地開発行為をしようとする区域  
京都府相楽郡南山城村大字北大河原小字砂田20番4ほか
- 4 事業計画書の内容について生活環境の保全の見地から有する意見

景観が悪くなる

- 備考
- 1 住所（市区町村名を除く。）、氏名及び京都府個人情報保護条例第2条第1号に規定する個人情報（個人に関する情報であつて、個人が特定され得るもの（他の情報と照合することにより、個人が特定され得るものを含む。）をいいます。）については公表しませんが、その他の部分については本意見書を複写の上、原文のまま公表します。
  - 2 御意見の内容を確認させていただくことがありますので、差し支えなければ電話番号を記入してください。

意見書

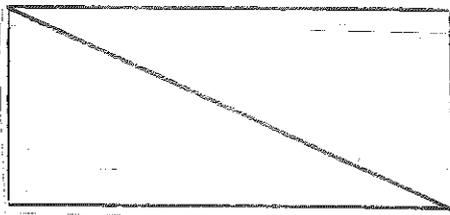
平成 29 年 2 月 15 日

京都府知事 様

意見書を提出しようとする者

住所 京都府相楽郡南山城村

氏名



京都府林地開発行為の手続に関する条例（平成23年京都府条例第25号）第7条第1項の規定による意見は、下記のとおりです。

記

- 1 意見を有する事業計画書を提出した林地開発行為予定者の氏名  
FS Japan Project 6 合同会社 職務執行者 ビュフォード・ジョージ・エバレット
- 2 林地開発行為の目的  
メガソーラー発電所の建設
- 3 林地開発行為をしようとする区域  
京都府相楽郡南山城村大字北大河原小字砂田20番4ほか

4 事業計画書の内容について生活環境の保全の見地から有する意見

この事業を行おうべきではない。反対の理由

- ① 保木のある自然林をこのように設置するのは、自然環境保全、災害防止の観点から不適切である。——近年の大雨や28年災害の教訓を踏まえて
- ② 事業を進めようとする会社が将来にわたって責任を負っていない。この内容の説明でも十分説明がなされていない。不誠実である。
- ③ 設置することによる周辺への対策が十分でない。教育環境、住環境への影響が十分検討されていない。
- ④ 20年、30年後の見通しが明確とは言えない。甚大な二次、三次的な被害が懸念される。

備考 1 住所（市区町村名を除く。）、氏名及び京都府個人情報保護条例第2条第1号に規定する個人情報（個人に関する情報であつて、個人が特定され得るもの（他の情報と照合することにより、個人が特定され得るものを含む。）をいいます。）については公表しませんが、その他の部分については本意見書を複写の上、原文のまま公表します。

2 御意見の内容を確認させていただくことがありますので、差し支えなければ電話番号を記入してください。

意見書

平成 29 年 2 月 14 日

京都府知事 様

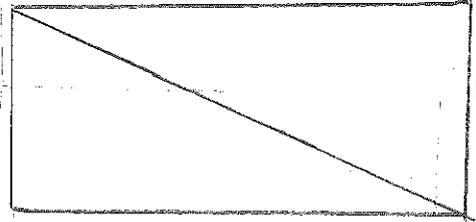
意見書を提出しようとする者

住所 京都府相楽郡南山城村

氏名



(電話番号:)



京都府林地開発行為の手續に関する条例（平成23年京都府条例第25号）第7条第1項の規定による意見は、下記のとおりです。

記

- 1 意見を有する事業計画書を提出した林地開発行為予定者の氏名  
FS Japan Project 6 合同会社 職務執行者 ビュフォート・ジエムス・エベレット
- 2 林地開発行為の目的  
メガソーラー発電所の建設
- 3 林地開発行為をしようとする区域  
京都府相楽郡南山城村大字北大河原小字砂田20番4ほか
- 4 事業計画書の内容について生活環境の保全の見地から有する意見

メガソーラー建設計画に断固反対です  
 過日、日本の各地で進んでいるメガソーラー開発設置後を追跡調査した  
 取材ビデオを見ました。どのケースもその惨状は環境破壊そのものでした。  
 今業者が開発設置しようとしている南山城村の現地は、昭和28年に  
 大水害にあい、大きな被害を受けました（被害状況の記録写真見ました）  
 国道168号線を挟んで北側のその丘陵地は私の住むニュータウンから  
 良く見えます。所有者の管理も無きまま荒れ放題です。偶々散歩に行くと  
 すれば手入れすれば素晴らしい里山に作る事間違ありません  
 それに幾多の鳥類、昆虫類が棲み、貴重植物も生き残っていると聞きます。  
 その様な丘陵を開発し、甲子園球場サイズのソーラー敷き詰めればどうなるか  
 大水害の再来は素人でも容易に想像出来ます。折しも4月南場目指して「道の駅」  
 急ピッチで工事が進んでいます。その傍を流れる川は、折々砂子田川  
 殿田川、少下流に中谷川が合流します。この三本の川が記録的豪雨と存在した28年の

備考 1 住所（市区町村名を除く）、氏名及び京都府個人情報保護条例第2条第1号に大水害を  
 規定する個人情報（個人に関する情報であつて、個人が特定され得るもの（他の  
 情報と照合することにより、個人が特定され得るものを含む。）をいいます。）に  
 ついては公表しませんが、その他の部分については本意見書を複写の上、原文の  
 まま公表します。 起りたので

2 御意見の内容を確認させていただくことがありますので、差し支えなければ電  
 話番号を記入してください。

意見書

平成 29 年 2 月 21 日

京都府知事 様

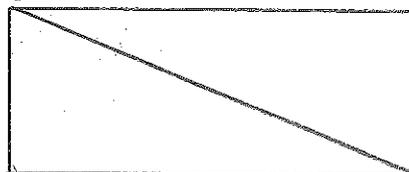
意見書を提出しようとする者

住所 京都府相楽郡南山城村

氏名



(電話番号)



京都府林地開發行爲の手續に関する条例（平成23年京都府条例第25号）第7条第1項の規定による意見は、下記のとおりです。

記

- 1 意見を有する事業計画書を提出した林地開發行爲予定者の氏名  
FS Japan Project 6 合同会社 職務執行者 ビュフォード・ジョージ・エバレット
- 2 林地開發行爲の目的  
メガソーラー発電所の建設
- 3 林地開發行爲をしようとする区域  
京都府相楽郡南山城村大字北大河原小字砂田20番4ほか
- 4 事業計画書の内容について生活環境の保全の見地から有する意見

周囲に及ぼす影響について太陽光の反射により周囲の気温は上昇し、設置のために森林を伐採して生態環境が環境が変化しやすくなる。メガソーラーモジュールは草木や森林よりは明らかに光や熱を吸出し、100haという超大型の面積を持つ太陽光発電所の開発による森林伐採に強く反対し、大規模な盛り土がなされること、描写されており、土砂流出と山体崩壊が強く懸念される。大規模な森林伐採で走りうる周辺の水田地などへの土砂流出、木津川汚染がどうなるか心配です。この辺の想はどのようにお考えでしょうか？ 誠意ある説明会を再度設けて下

備考 1 住所（市区町村名を除く。）、氏名及び京都府個人情報保護条例第2条第1号に規定する個人情報（個人に関する情報であつて、個人が特定され得るもの（他の情報と照合することにより、個人が特定され得るものを含む。）をいいます。）については公表しませんが、その他の部分については本意見書を複写の上、原文のまま公表します。

2 御意見の内容を確認させていただくことがありますので、差し支えなければ電話番号を記入してください。

意見書

平成 29 年 2 月 21 日

京都府知事 様

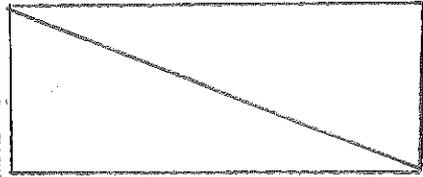
意見書を提出しようとする者

住所 京都府相楽郡南山城村

氏名



(電話番号)



京都府林地開発行為の手続に関する条例（平成23年京都府条例第25号）第7条第1項の規定による意見は、下記のとおりです。

記

- 1 意見を有する事業計画書を提出した林地開発行為予定者の氏名  
FS Japan Project 6 合同会社 職務執行者 トム・フォート・ジエム・エベレット
- 2 林地開発行為の目的  
メガソーラー発電所の建設
- 3 林地開発行為をしようとする区域  
京都府相楽郡南山城村大字北大河原小字砂田20番4ほか
- 4 事業計画書の内容について生活環境の保全の見地から有する意見

建設予定地のすぐ近くには保育園、小学校があります(変電所までは200m)  
 ここには村中の子供達が通い長い子は12年間通い続けます  
 年齢が低いほど環境の悪害は強く受けてしまいます。南山城村の  
 将来を担う子供たちの健康、生活を守るため、メガソーラー建設に  
 強く反対します

あえてこの場所を選ばれたのは何故でしょうか？  
 誠意のあるご回答を願います

- 備考
- 1 住所（市区町村名を除く。）、氏名及び京都府個人情報保護条例第2条第1号に規定する個人情報（個人に関する情報であつて、個人が特定され得るもの（他の情報と照合することにより、個人が特定され得るものを含む。）をいいます。）については公表しませんが、その他の部分については本意見書を複写の上、原文のまま公表します。
  - 2 御意見の内容を確認させていただくことがありますので、差し支えなければ電話番号を記入してください。

意見書

平成 29 年 2 月 21 日

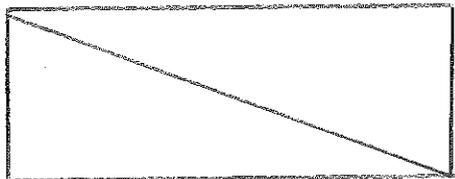
京都府知事 様

意見書を提出しようとする者

住所 京都府相楽郡南山城村

氏名

(電話)



京都府林地開発行為の手続に関する条例（平成23年京都府条例第25号）第7条第1項の規定による意見は、下記のとおりです。

記

- 1 意見を有する事業計画書を提出した林地開発行為予定者の氏名  
FS Japan Project 6 合同会社 職務執行者 ビュフォート・ジエム・エベレット
- 2 林地開発行為の目的  
メガソーラー発電所の建設
- 3 林地開発行為をしようとする区域  
京都府相楽郡南山城村大字北大河原小字砂田20番4ほか
- 4 事業計画書の内容について生活環境の保全の見地から有する意見

自然を破壊してメガソーラー設置など理解できな  
 り。メガソーラーは自然を大事にして太陽の熱を有効利用  
 するのが本来の道だと思います。

① 開発場所は様々な野鳥、植物、動物等が生息地域  
 ② 開発する事により雨、雪が降る事で木津りに泥が流れ  
 今でも木津川の水質汚染が進み増々悪化して  
 いく。よってメガソーラー開発設置は反対

備考 1 住所（市区町村名を除く。）、氏名及び京都府個人情報保護条例第2条第1号に規定する個人情報（個人に関する情報であつて、個人が特定され得るもの（他の情報と照合することにより、個人が特定され得るものを含む。）をいいます。）については公表しませんが、その他の部分については本意見書を複写の上、原文のまま公表します。

2 御意見の内容を確認させていただくことがありますので、差し支えなければ電話番号を記入してください。

## 意見書

平成 29 年 7 月 19 日

京都府知事 様

意見書を提出しようとする者

住所 京都府相楽郡南山城村

氏名

京都府林地開発行為の手続に関する条例（平成23年京都府条例第25号）第7条第1項の規定による意見は、下記のとおりです。

## 記

- 1 意見を有する事業計画書を提出した林地開発行為予定者の氏名  
FS Japan Project 6 合同会社 職務執行者 トム・フォート・ジェームズ・エバレット
- 2 林地開発行為の目的  
メガソーラー発電所の建設
- 3 林地開発行為をしようとする区域  
京都府相楽郡南山城村大字北大河原小字砂田20番4ほか
- 4 事業計画書の内容について生活環境の保全の見地から有する意見

自然を求め、終りの住処として南山城村  
コミュニティを運営したい

御社の計画は、お利にも規模が大きく  
自然の破壊を恐れています

老後の生活の心配です

- 備考
- 1 住所（市区町村名を除く。）、氏名及び京都府個人情報保護条例第2条第1号に規定する個人情報（個人に関する情報であつて、個人が特定され得るもの（他の情報と照合することにより、個人が特定され得るものを含む。）をいいます。）については公表しませんが、その他の部分については本意見書を複写の上、原文のまま公表します。
  - 2 御意見の内容を確認させていただくことがありますので、差し支えなければ電話番号を記入してください。

## 意見書

平成29年2月19日

京都府知事 様

意見書を提出しようとする者

住所 京都府 相楽郡 南山城村

氏名

京都府林地開発行為の手続に関する条例（平成23年京都府条例第25号）第7条第1項の規定による意見は、下記のとおりです。

## 記

- 1 意見を有する事業計画書を提出した林地開発行為予定者の氏名  
FS Japan Project 6 合同会社 職務執行者 ビュフォート・ジョーナス・エバレット
- 2 林地開発行為の目的  
メガソーラー発電所の建設
- 3 林地開発行為をしようとする区域  
京都府相楽郡南山城村大字北大河原小字砂田20番4ほか
- 4 事業計画書の内容について生活環境の保全の見地から有する意見

自然を求めて 終の住処として南山城村  
コミュニティを 選びました。

御社の計画は あまりにも規模が大きく  
自然の破壊を 恐れています  
老後の生活が 心配です。

- 備考
- 1 住所（市区町村名を除く。）、氏名及び京都府個人情報保護条例第2条第1号に規定する個人情報（個人に関する情報であつて、個人が特定され得るもの（他の情報と照合することにより、個人が特定され得るものを含む。）をいいます。）については公表しませんが、その他の部分については本意見書を複写の上、原文のまま公表します。
  - 2 御意見の内容を確認させていただくことがありますので、差し支えなければ電話番号を記入してください。

意見書

平成 29 年 2 月 19 日

京都府知事 様

意見書を提出しようとする者

住所 京都府相楽郡南山城村

氏名  (電話番号 )

京都府林地開発行為の手続に関する条例（平成23年京都府条例第25号）第7条第1項の規定による意見は、下記のとおりです。

記

- 1 意見を有する事業計画書を提出した林地開発行為予定者の氏名  
FS Japan Project 6 合同会社 職務執行者 ビュフォート・ヴェーダス・エバレット
- 2 林地開発行為の目的  
メガソーラー発電所の建設
- 3 林地開発行為をしようとする区域  
京都府相楽郡南山城村大字北大河原小字砂田20番4ほか
- 4 事業計画書の内容について生活環境の保全の見地から有する意見

年々降る雨は確実にふえ、スーパ台風化していると報じられ、山を削ってしまうことにとり大きな不安を感ずる。私たちの穏やかな暮らしと生活と奪われないで下さい。

- 備考
- 1 住所（市区町村名を除く。）、氏名及び京都府個人情報保護条例第2条第1号に規定する個人情報（個人に関する情報であつて、個人が特定され得るもの（他の情報と照合することにより、個人が特定され得るものを含む。）をいいます。）については公表しませんが、その他の部分については本意見書を複写の上、原文のまま公表します。
  - 2 御意見の内容を確認させていただくことがありますので、差し支えなければ電話番号を記入してください。

意見書

平成 29 年 2 月 21 日

京都府知事 山田 啓二 様

意見書を提出しようとする者

住所（地域団体にあつては、連絡先の住所又は代表者の住所）

京都府相楽郡南山城村

氏名（地域団体にあつては、



京都府林地開発行為の手続に関する条例（平成23年京都府条例第25号）第7条第1項の規定による意見は、下記のとおりです。

記

- 1 意見を有する事業計画書を提出した林地開発行為予定者の氏名  
FS Japan Project 6 合同会社 職務執行者 ビュフォート・ジェームズ・エバレット
- 2 林地開発行為の目的  
メガソーラー発電所の建設
- 3 林地開発行為をしようとする区域  
京都府相楽郡南山城村大字北大河原小字砂田20番4ほか
- 4 事業計画書の内容について生活環境の保全の見地から有する意見

別紙

- 備考
- 1 住所（市区町村名を除く。）、氏名及び京都府個人情報保護条例第2条第1号に規定する個人情報（個人に関する情報であつて、個人が特定され得るもの（他の情報と照合することにより、個人が特定され得るものを含む。）をいいます。）については公表しませんが、その他の部分については本意見書を複写の上、原文のまま公表します。
  - 2 御意見の内容を確認させていただくことがありますので、差し支えなければ電話番号を記入してください。

南山城村大字北大河原小字砂田20番4その他においての  
メガソーラー発電所建設の

## 事業計画書の内容について生活環境の保全の見地から有する意見

はじめに

私達家族は40年前に自然豊かな南山城村に第2の故郷を求めて家族4人で移住してきました。子供が幼い時、開発予定地周辺で昆虫採集や、家の中にはホタルが舞い込んでくるほど、この村の自然環境は素晴らしい誇らしいところなのです。近年、この自然環境の豊かさを求めて南山城村にも若い人たちの移住者が増えています。この事業計画は防災的、生活環境的観点から見ても多くの問題や不安が近隣住民にあります。この自然破壊行為は許すことが出来ません。

再生エネルギーの太陽光発電は個人の責任で人に迷惑をかけなければ良いとは思いますが。しかし、今回の事業計画には近隣住民や小学校、保育園の子供達、高齢者施設の利用者に不安や迷惑な話で、この様な規模の大きいメガソーラー発電所計画は人里離れた場所で行ってください。

1) 事業主ファーストジャパンソーラープロジェクト6合同会社の信頼性が無い。

① 住民説明会らしきものを各地区で開催しているが資料や説明内容が異なっているとの参加者からの発言が有る。説明会は数箇所で行った場合は同じ内容ですべきで、もし異なった場合はその主旨内容を説明すべき。

② 住民が納得した回答が返ってこない。

③ 説明会の資料が不足している。

④ 意見書の受付対象地域を月ヶ瀬ニュータウン、今山、奥田、押原地区に限定しているが開発予定地の近隣には小学校、保育園、高齢者施設があり他の地区からも村民が毎日利用しているので南山城村の全地域の村民を対象にすべき。

⑤ 説明会の案内はFSジャパンプロジェクト6合同会社が責任を持って村民全体に告知や案内をするのが世の中の常識だが、それが出来ていない会社。

- ・ 区長や自治会長の個人に依頼することでは無い。
- ・ 報酬や印刷費用を支払っているのか？

- ・業者との関係で疑惑の原因になる。
- ・案内の経費は業者が100パーセント負担するのが当然で、一般常識に欠けた会社。
- ・案内書を自治会の組長・班長さんが個人宅に配布させている。  
FSジャパンプロジェクト6合同会社が行うべきことです。

- ⑥ 昨年、提出した意見書に対して見解を出さずして、開発を白紙撤回した。  
完全に開発計画を中止するならば、それでも良いが。  
昨年の意見書にも答えず、ほぼ同じ場所に同様の再開発計画を申請をするなどは非常に誠意の無い不真面目な企業である。

- ※ 旧計画（平成27年12月3日付申請）に関する意見書への見解を概要として平成29年1月28日の説明会で資料に記載された。全ての意見書に丁寧に答えていない。

旧計画書に関する見解の概要は

- 「適切に維持する」
- 「低減に努めます」
- 「低減を図ります」
- 「配慮した設計とします」

以上のような、あいまいな言葉で終わっていて具体性に欠けている。

- ⑦ FSジャパンプロジェクト6合同会社の役割・責任等の構図が見えない。
- ・ FS社、FSジャパン社、FSジャパンプロジェクト6合同会社の責任関係を明確に住民に説明をすべき。  
FS社の  説明では不十分で住民は理解できていない。
  - ・ FSジャパンプロジェクト6合同会社の代表や社員はFSジャパン社と同じ人物になっている。役割と責任を明確に説明して欲しい。  
そのFSジャパン社は、今も資本金が1円の会社。
  - ・ FSジャパンプロジェクト6合同会社は、説明会に参加した住民から資本金1円ですかと質問され、その後に1000万円に増資した。  
何故、1000万円なのか根拠があいまいな説明だった。  
住民に言われて単純に1000万円なのか？  
そのFSジャパン社は、現在も資本金が1円の会社で、どの様にFSジャパンプロジェクト6合同会社と、どの様にかかわっていくのか。
  - ・ 大規模な開発なので資金調達の概要を説明すべき。  
私達が電気を使用した際に約1割の再生可能エネルギー発電促進賦課金を徴収されているが、そのお金が今回の発電事業にどのくらい使われようとして

いるのか明確に説明をして頂きたい。

私たちの納めた税金（国などからの補助金）が、今回の発電事業にどのくらい使われようとしているのか明確に説明をして頂きたい。

FSジャパン社の自己資金100パーセントで行うならば回答は必要ありません。

- ⑧ 南山城村・伊賀市太陽光発電事業の事業説明会となっているのに伊賀市側の説明は何故、行わないのか？

伊賀市太陽光発電所事業と合せたものでなければ「南山城村太陽光発電事業」と改めるべき。

旧の計画を中止して

2017.01.28に新たな説明会で、

「FS Japan Project 6 合同会社 株式会社CEサポート」

「FS Japan Project 6 合同会社 株式会社テラプロデュース」の

説明会資料にも南山城村太陽光発電所計画と標記しており、この事業計画のあいまいさが露呈している。

- ⑨ 多くの地域住民との合意形成を図るには、建設予定地近くにある月ヶ瀬ニュータウン集会所や小学校の施設で説明会を行うべき。やまなみホールの研修室では車が必要で参加できない人が多い。これは意図的に参加できないようにしているのか？

何故、多くの隣接住民に分かり易い説明をして住民の意見を聞こうとしないのか。

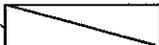
FSジャパン社  は持ち帰って検討すると質問に答えられないことが多い。

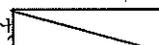
2017.01.28の説明会で持ち帰った質問内容は、どのようにして住民に答えるのか？そのままにせず答えるべき。

下手で一方向的な説明会では住民からの合意形成は得られない。単に説明会を事務的に開催しただけである。

## 2) 自然環境の破壊になる

- ① 南山城村の自然豊かな里山の草木を伐採し造成する行為は自然破壊だけでなく。小学校、保育園、高齢者施設の利用者や隣接住民の癒されていた心までが破壊されてしまう。

- ② 広範囲の森林を伐採することで住処を無くした  タヌキ、イノシシ等が国道163号線に飛び出す行動が増して交通事故の要因にもなる。

- ③ 広範囲の森林を伐採することで住処を無くした  タヌキ、イノシシ等

が他地域へ移動し田畑への獣害が広がる。

その場合、FSジャパンプロジェクト6合同会社は隣接地域と農作物被害対策協議会を設けて獣害対策や農作物被害補償をすべき。

- ④ 大雨時に木津川へ濁水が流れ漁獲量の影響を与える恐れがある。  
漁獲量に影響がでた場合、FSジャパンプロジェクト6合同会社は木津川漁業組合に補償をするのか？
- ⑤ 開発地の自然破壊をして、ビオトープを設置すると言っているが開発予定地周辺の自然環境は、ビオトープでは取り戻せない。  
相当な大きい敷地のビオトープや、その環境保護管理が必要。  
ビオトープは作るだけでなく、専門知識のある人が365日、環境保護管理すべき。  
ビオトープの環境保護や管理をどのようにするのか？  
ビオトープは発電事業終了までFSジャパンプロジェクト6合同会社が責任持って維持管理すべき。  
人工的に作ったビオトープで生物や植物等が育った成功例などあるのか？  
継続的に成功している例があれば紹介して欲しい。  
全国での成功率は？  
ビオトープの仕様詳細を提示すべき。
- ・ ビオトープの全面積は、どれぐらいか提示すべき
  - ・ ビオトープの場所は、どこに計画するのか提示すべき。
  - ・ 生物や植物保護のため一般人の立ち入りは規制するのか？
  - ・ 安全管理はどのようにするのか提示すべき。
  - ・ どのような生物・植物を育てるのか計画書を提示すべき。  
村外から持ち込むべきでない。
  - ・ 開発後もホタルの観賞が出来る環境を維持向上すべき。

### 3) 防災的に問題

- ① 豪雨や長時間降った雨量は、調整池に雨水を一時貯水し放水すると言っているが高山ダムの放水タイミングと重なった場合に木津川の下流域が増水し危険な状態になる。  
現状でも豪雨が降り続けると木津川が氾濫して国道163号線の南山城村農林産物直売所付近や笠置町有市付近が通行止めになり、多くの人の生活に影響している。  
広大な森林を伐採して多くのパネルで受けた雨水を木津川に流すと今まで以上の氾濫になる。  
小さな殿田川や中谷川も氾濫し隣接の田畑の水害にもなる。

安全であると言うならば住民に納得のいく説明をすべき。

- ② 広範囲の樹木を伐採して山を切り取り砂子田川や谷を盛土にすると地盤が緩くゲリラ豪雨や長雨などの災害に弱い。  
この場所での大規模な盛土は止めるべき。  
昭和28年の山城水害の様な不安を持ちたくない。  
砂子田川や周辺の田んぼは、底なしの沼状態といわれるぐらい地盤が弱い。  
この様な地盤の弱い場所に広範囲に盛土して防災的に不安がある。  
この様な場所に建造物の基礎をどの様にするのか説明が無い。  
この様な場所には広範囲で安定した強固な地盤まで杭を入れるべき。  
それでも大量の土砂が流出する恐れがあり安心はできない。
- ③ 台風や強風（竜巻）でパネルが飛び散る恐れがある。
- ・ 想定外の自然現象が発生しても安全が保たれるのか。  
パネル固定の安全性や安全対策について提示すべき
  - ・ 竜巻が発生するとパネルが割れて小学校の運動場や通学路、近隣の住宅地に飛んでいくと非常に危険です。  
飛ばない保障はあるのか。安全策を提示すべき。  
飛んだパネルなどで被害を被った場合、起因するのが自然災害なので、被害者に対しての災害保険は個人加入しか適用されない。  
したがって30万枚のパネルをこの生活環境の近場に設置するのは問題で開発計画を大幅に縮小するか、中止すべき。
  - ・ 説明会資料ではパネル設置枚数を提示されていない。  
説明会で質問すると約30万枚設置すると口頭で答えたが、説明資料に明確に提示するべき。
  - ・ 安心安全を考えるならば、このような規模の大きな開発は人里から数キロ離れた場所で行うべき。
- ④ 落雷対策はできているのか。  
説明会では答えていないので対応策を提示すべき。  
近くで落雷すると隣接の小学校、保育園、高齢者施設利用者、住民の驚きや不安は大きい。
- ⑤ 開発予定地の大量の樹木を伐採した残骸を、チップ化して盛土の地下に埋める計画をしているが、地盤の軟弱化にならないか。  
樹木の伐採総量の体積量はどれぐらいか明示すべき。

#### 4) メガソーラー建設の問題

##### ① 設備の内容が明らかにされていない。

- ・ パネル設置枚数が説明資料に記載されていない。
- ・ パワーコンディショナーの数量と設置場所を提示すべき。

設置数が説明資料に欠落している。説明会の資料は拡大鏡で見ても分からない。発電ピーク時の設備から発生する騒音で近隣に迷惑にならない根拠を示せ。パワーコンディショナーから騒音が発生するが防音対策施設は作らないのか？

その施設を含めて、どれくらいの騒音になるのか？

奥田地区は非常に閑静なところで野鳥の鳴き声しか聞こえない素晴らしい人里です。消音壁を設置して全く聞こえないようにすべき。

パワーコンディショナーの騒音は山に反響して生活環境が悪くなる。

説明会で発振器とスピーカー等を利用して同等の騒音を説明すべき。

- ・ 変電設備の数量と設置場所を明確に提示すべき。
- ・ 変電施設や送電ルートは前回の説明会でも小学校から離して検討すると説明しているが2017. 1. 28の説明会資料でも同じく小学校近くになっていて検討が全くされていない。

F S社  は以前からの説明会での答弁は小学校から離れた場所にすると言明したが説明会参加者の前で明言しておきながら、いまだに説明が出来ない。住民に対して非常に不真面目である。

- ・ 施設内、周辺の各送電線ルートと電圧を明確に提示すべき。
- ・ 高圧鉄塔を建設するのか？
- ・ 送電線を埋設するとも説明会で言っているが、具体性に欠ける。
- ・ 送電線のルートの用地は確保できるのか？

送電線ルートの敷地管理者や地権者と仮契約も済ませてから、この開発計画をするべき。

※  メガソーラー開発工事だけ進めて送電線ルートが確保できなければ自然破壊や防災的に不安な造成工事だけやっても意味がない。地目が変われば転売も考えられ住民にとって不安は更に大きくなるだけです。

- ・ 大量のソーラーパネル取り付けする架台構造や強度は台風や竜巻等に耐えられる行動になっているのか提示すべき。

##### ② 工事車両のルートなどの説明がない。

- ・ 周辺の村道は狭いが安全確保をどの様にするのか？

6m道路を新設するまで村道押原奥田線は、工事関係車両は通行しないのか？

- ・ 周辺村道は小学校の通学路や保育園園児送迎の車、ディーサービス送迎車などが利用する。工事車両が一般道路を通行するのは住民にとっては迷惑行為である。
- ・ 何台の工事車両が出入りするのかわかるか提示すべき。
- ・ 村道の押原奥田線をF Sジャパンプロジェクト6合同会社の責任で拡張しているが、南山城村と話し合いが出来ているのか？  
通行量の少ない道路を単純に拡張すれば外灯や舗装などのメンテナンス費用が今、以上にかかるが村道をF Sジャパンプロジェクト6合同会社が管理することが出来ない。どのような協定になっているか提示すべき。

## 5) 生活環境の問題

- ① 広大な土地の森林が伐採され、その代わりにソーラーパネル設置されると周辺の気温上昇になる。開発業者は住民に負担や迷惑をかけても良いと思っているのか？  
比較検証に那須烏山中山太陽光発電所を選んで気温影響が考えられないと言っているが敷地面積やパネル数の実態からすると比較対象にならない。  
純粋な村民を誤魔化さないで欲しい。  
説明会資料にパネルの数量を明示してないので質問すると。  
那須烏山中山太陽光発電所は1万5000枚  
南山城村・伊賀市太陽光発電所は30万枚と答えている。  
この様な条件で大差のある所と比較検証することが異常すぎる。  
予定地北側の山からの吹き降ろしの真夏の風は隣接の住宅地や小学校、幼稚園、高齢者施設にメガソーラーパネルで気温上昇した熱風を運んできて生活環境の悪化になる。
- ② 開発予定地周辺では多くの住民が散歩を楽しんでいる。  
野鳥やトンボなどが飛び交う自然豊かな散策道がなくなる。  
住民は、この田舎暮らしで、何を楽しみに暮らしていくのか？  
F Sジャパンプロジェクト6合同会社の、金儲けの犠牲になりたくない。
- ③ メガソーラー建設地からの雨水が簡易水道の水源地に流れるが安全性はあるのか。  
現状の清らかな水を汚さないで欲しい。  
清らかな河川を見慣れている住民の生活環境を破壊する。  
濁水の発生防止処置として場内に降った雨は沈砂池を通して沈下させたのち場外へ排出すると言っているが、一気に降った雨水は全て沈砂池に収容できるのか疑問です。大量のパネル表面や地面を横流れして場外に流出しないか？  
沈砂池を通して沈下させた水は直ぐには清らかな水にはならない。

- ④ 夏にはホテルが観賞できる地域だがホテルが絶滅してしまう。  
絶滅しない対策を提示すべき。
- ⑤ 建設周辺地域は TV、ラジオ等の受信状態が良くない地域だがメガソーラー設備からの中間周波数や高周波発生、ノイズなど影響で更に受信状態が悪くならないか？  
受信状態が悪くなった場合には対策用の設備を F S ジャパンプロジェクト 6 合同会社で対応すべき。
- ⑥ 建設予定地のソーラーパネルが景観を損なわないといっているが約 30 万枚のパネル設置の開発は景観を損なう。  
説明会資料に添付しているのは見えにくいところの写真で、正しい資料ではない。  
撮影場所（住民との合意）や四季通じての検証が必要。  
開発予定地の樹木を伐採して造成した形で検討すべき。
- ⑥ 広大な森林を伐採し造成した土地に大雨が降れば泥水が流れる。

#### 6) 健康被害の問題

- ① 各地で高圧変電設備、高圧送電線、PCS などによる電磁波での健康被害についての不安が多くあり、その近くで生活する人は少ないし、私達も自然豊かな環境を破壊される。  
この様な施設が間近にあると将来の健康不安や精神的不安を感じ、この近くにもう住めない。
- ② 除草方法について明確に提示すべき  
建設後の除草方法を F S ジャパンプロジェクト 6 合同会社  に求めたが明確な回答が無かった。  
広大な敷地をエンジン式の草刈機を使用するとしたら隣接の小学校、保育園、高齢者施設利用者、住民にとっては非常に迷惑な行為である。  
近くで授業を受ける子供達の教育環境も壊される。
- ③ 桜を植樹する計画になっているが何本植樹するか明確に提示すべき。  
植樹後の管理方法も明確に提示すべき。  
桜にケムシが大量に発生するが、その駆除の方法についても明確に提示すべき。  
殺虫剤の散布は小学校や保育園の運動場や隣接の居住地、農地、水道の水源地に飛散するので殺虫剤を使用するの駆除はやるべきではない。  
桜の木は、落葉樹で多くの落ち葉が発生するが周囲の側溝や砂子田川、殿田川に

飛び散り水の流れを止めたり、堆積したりするので落葉樹を周囲に植えるべきでない。

7) F S ジャパンプロジェクト6 合同会社の説明会

- ① 説明会資料の文字が小さくて見えない。  
分かるように工夫すべき。  
会場に資料（写真）を大きなパネルにして貼るとか。
- ② 塗りつぶしの中の文字が見えない。  
分かるように工夫すべき。
- ③ 下手な説明で時間だけが過ぎ住民からの質問時間が無い。  
もっと質問時間をとるべき。
- ④ プレゼンテーションを上手にやるべき。
- ⑤ ジオラマ模型などを活用して欲しい。  
小学校～開発予定地～月ヶ瀬ニュータウン～国道・村道の  
配置や高さの変化を表現する。  
現状 ⇒ 完成状態

この自然環境を破壊する行為を認めるのは金儲けできる地権者だけで多くの住民は大反対です。京都府や府民は豊かな森づくりに森林税を投入して取り組んでいます。これに逆行した開発行為は認められません。

F S ジャパンプロジェクト6 合同会社は多くの森林を伐採や広範囲の山を削り盛土を行わずできる別の場所での太陽光発電開発計画を進めることをお願い致します。

意見書

平成 29 年 2 月 20 日

京都府知事 様

意見書を提出しようとする者

住所 京都府相楽郡南山城村大字北大河原小字砂田20番4号

氏名

電話番号:

京都府林地開発行為の手續に関する条例（平成23年京都府条例第25号）第7条第1項の規定による意見は、下記のとおりです。

記

- 1 意見を有する事業計画書を提出した林地開発行為予定者の氏名  
FS Japan Project 6 合同会社 職務執行者 ビュフォード・ジョージ・エバレット
- 2 林地開発行為の目的  
メガソーラー発電所の建設
- 3 林地開発行為をしようとする区域  
京都府相楽郡南山城村大字北大河原小字砂田20番4号ほか
- 4 事業計画書の内容について生活環境の保全の見地から有する意見

1. 工事中の安全が保障されていない。  
  - ・ せまい道路、薄く舗装、通学路等
  - ・ 調整池が出来る際の浸水対策は？
2. 温度上昇は無い、どの予定か、その根拠は？  
  - ・ 29年1月に放送されたTV番組（地上波）では近隣の家の温度が、小屋を建てていたが、これは、大規模のソーラー発電所では無かった。
3. 発電効率を考えると予定地が最適でしょうか。  
  - ・ なぜここに、どうして選定したのでしょうか。
  - ・ 反対は想定できたりは？

- 備考
- 1 住所（市区町村名を除く。）、氏名及び京都府個人情報保護条例第2条第1号に規定する個人情報（個人に関する情報であつて、個人が特定され得るもの（他の情報と照合することにより、個人が特定され得るものを含む。）をいいます。）については公表しませんが、その他の部分については本意見書を複写の上、原文のまま公表します。
  - 2 御意見の内容を確認させていただくことがありますので、差し支えなければ電話番号を記入してください。

## 意見書

平成 29年 2月 17日

京都府知事 山田 啓一様

意見書を提出しようとする者

住所 京都府相楽郡南山城村

氏名

(電話番号)

京都府林地開発行為の手続に関する条例（平成23年京都府条例第25号）第7条第1項の規定による意見は、下記のとおりです。

## 記

- 1 意見を有する事業計画書を提出した林地開発行為予定者の氏名  
FS Japan Project 6 合同会社 職務執行者 ビュフォート・ジエームス・エベレット
- 2 林地開発行為の目的  
メガソーラー発電所の建設
- 3 林地開発行為をしようとする区域  
京都府相楽郡南山城村大字北大河原小字砂田20番4ほか
- 4 事業計画書の内容について生活環境の保全の見地から有する意見

開発面積が余りに大きすぎる。

森林伐採で希少な生物が絶滅する。

森林伐採した場合大洪水や濁流の心配。

- 備考 1 住所（市区町村名を除く。）、氏名及び京都府個人情報保護条例第2条第1号に規定する個人情報（個人に関する情報であつて、個人が特定され得るもの（他の情報と照合することにより、個人が特定され得るものを含む。）をいいます。）については公表しませんが、その他の部分については本意見書を複写の上、原文のまま公表します。
- 2 御意見の内容を確認させていただくことがありますので、差し支えなければ電話番号を記入してください。

意見書

平成 29 年 2 月 19 日

京都府知事 様

意見書を提出しようとする者

住所 南山城村

氏名

京都府林地開発行為の手續に関する条例（平成23年京都府条例第25号）第7条第1項の規定による意見は、下記のとおりです。

記

- 1 意見を有する事業計画書を提出した林地開発行為予定者の氏名  
FS Japan Project 6 合同会社 職務執行者 ビュフォード・ジェームズ・エベレット
- 2 林地開発行為の目的  
メガソーラー発電所の建設
- 3 林地開発行為をしようとする区域  
京都府相楽郡南山城村大字北大河原小字砂田20番4ほか
- 4 事業計画書の内容について生活環境の保全の見地から有する意見

- ・ 面積が余りに広大で、自然破壊だと思えます。
- ・ FS社製のパネルには、141141病の原因となったカドミウムとテルルとろう化合物(有毒)が含まれていて、子供達の事に配慮です。
- ・ 希少な生物達の絶滅も、危惧します。
- ・ 緑の多い、南山城村、伊賀市の歴史ある地域を、守り頂きたいです。

- 備考
- 1 住所（市区町村名を除く。）、氏名及び京都府個人情報保護条例第2条第1号に規定する個人情報（個人に関する情報であつて、個人が特定され得るもの（他の情報と照合することにより、個人が特定され得るものを含む。）をいいます。）については公表しませんが、その他の部分については本意見書を複写の上、原文のまま公表します。
  - 2 御意見の内容を確認させていただくことがありますので、差し支えなければ電話番号を記入してください。

意見書

平成 29 年 2 月 22 日

京都府知事 様

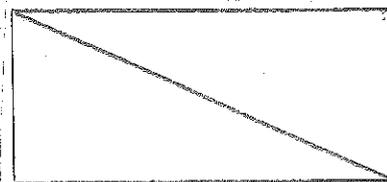
意見書を提出しようとする者

住所 京都府相楽郡南山城村

氏名



(電話番号)



京都府林地開発行為の手続に関する条例（平成23年京都府条例第25号）第7条第1項の規定による意見は、下記のとおりです。

記

- 1 意見を有する事業計画書を提出した林地開発行為予定者の氏名  
RS Japan Project 6 合同会社 職務執行者 ビュフォート・シエムス・エベレット
- 2 林地開発行為の目的  
メガソーラー発電所の建設
- 3 林地開発行為をしようとする区域  
京都府相楽郡南山城村大字北大河原小字砂田20番4ほか
- 4 事業計画書の内容について生活環境の保全の見地から有する意見

京都府「唯一の村」自然環境の中 森林を壊し  
メガソーラー 30石枚ご埋めつくす事 絶対、~~無断~~ 断固反対  
致します。 鹿、猪等の行き場所がなくなり、~~指定~~ 指定地に入  
り込み、大変な事になります。（災害等も）  
京都府が許可すれば責任を取っていただける  
のでしょうか？

- 備考
- 1 住所（市区町村名を除く。）、氏名及び京都府個人情報保護条例第2条第1号に規定する個人情報（個人に関する情報であつて、個人が特定され得るもの（他の情報と照合することにより、個人が特定され得るものを含む。）をいいます。）については公表しませんが、その他の部分については本意見書を複写の上、原文のまま公表します。
  - 2 御意見の内容を確認させていただくことがありますので、差し支えなければ電話番号を記入してください。

## 意見書

平成 29 年 2 月 19 日

京都府知事

様

意見書を提出しようとする者

住所

南山城村

氏名

京都府林地開発行為の手續に関する条例（平成23年京都府条例第25号）第7条第1項の規定による意見は、下記のとおりです。

## 記

- 1 意見を有する事業計画書を提出した林地開発行為予定者の氏名  
FS Japan Project 6 合同会社 職務執行者 ビュフォート・ジェームズ・エバレット
- 2 林地開発行為の目的  
メガソーラー発電所の建設
- 3 林地開発行為をしようとする区域  
京都府相楽郡南山城村大字北大河原小字砂田20番4ほか
- 4 事業計画書の内容について生活環境の保全の見地から有する意見
5. 森林伐採でゲリラ豪雨の場合、大洪水や濁水の発生、土砂崩れ等の多発が懸念される。
6. 調整池が13個建設されるが豪雨に対応できるか不明。
7. もしも会社が倒産して売却されるような場合、パネルの管理はどうするのかが疑問。

- 備考
- 1 住所（市区町村名を除く。）、氏名及び京都府個人情報保護条例第2条第1号に規定する個人情報（個人に関する情報であつて、個人が特定され得るもの（他の情報と照合することにより、個人が特定され得るものを含む。）をいいます。）については公表しませんが、その他の部分については本意見書を複写の上、原文のまま公表します。
  - 2 御意見の内容を確認させていただくことがありますので、差し支えなければ電話番号を記入してください。

意見書

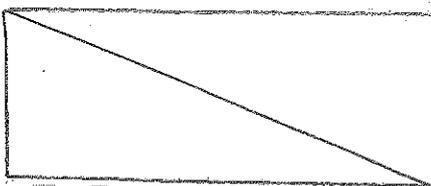
平成 29年 2月 22日

京都府知事 様

意見書を提出しようとする者

住所 京都府相楽郡南山城村

氏名



京都府林地開発行為の手続に関する条例（平成23年京都府条例第25号）第7条第1項の規定による意見は、下記のとおりです。

記

- 1 意見を有する事業計画書を提出した林地開発行為予定者の氏名  
FS Japan Project 6 合同会社 職務執行者 ビ・エフ・オート・ビ・エム・エス・エフ・レイト
- 2 林地開発行為の目的  
メガソーラー発電所の建設
- 3 林地開発行為をしようとする区域  
京都府相楽郡南山城村大字北大河原小字砂田20番4ほか
- 4 事業計画書の内容について生活環境の保全の見地から有する意見

メガソーラー建設に関し、  
何より、美しい自然破壊は、その中で生きている動物達や自然そのものの  
が、失われる事の重大さ。増してや近年の異常気象により、大雨等  
後々大災害に、なってしまう恐れ。土石流等により、流氷未だ、道路面  
止まり、心配は、いかに言われているか。これは、ただの計画的な問題  
で有る為、本当にそうなのかな、どうにか対策して欲しいか。  
保育所、小学校が、すぐ近くに有り、電磁波が、人体の影響も、強く不安に  
感じている。  
余りにも、民家に近くて、大変な事。その近くに住む、住民等と、しっかり  
話し合いたい。

- 備考
- 1 住所（市区町村名を除く。）、氏名及び京都府個人情報保護条例第2条第1号に規定する個人情報（個人に関する情報であつて、個人が特定され得るもの（他の情報と照合することにより、個人が特定され得るものを含む。）をいいます。）については公表しませんが、その他の部分については本意見書を複写の上、原文のまま公表します。
  - 2 御意見の内容を確認させていただくことがありますので、差し支えなければ電話番号を記入してください。

意見書

平成 29 年 2 月 20 日

京都府知事 様

意見書を提出しようとする者

住所 京都府相楽郡南山城村

氏名

(電話番号: )

京都府林地開発行為の手続に関する条例（平成23年京都府条例第25号）第7条第1項の規定による意見は、下記のとおりです。

記

- 1 意見を有する事業計画書を提出した林地開発行為予定者の氏名  
FS Japan Project 6 合同会社 職務執行者 ビュフォード・ジョーナス・エバレット
- 2 林地開発行為の目的  
メガソーラー発電所の建設
- 3 林地開発行為をしようとする区域  
京都府相楽郡南山城村大字北大河原小字砂田20番4ほか
- 4 事業計画書の内容について生活環境の保全の見地から有する意見

① 村、及び周辺地において、巨大太陽光発電所が将来にわたって必要とは考えられない

② 唯一自然環境の豊かな村が消滅する

③ 以上調査結果にも反対する

- 備考
- 1 住所（市区町村名を除く。）、氏名及び京都府個人情報保護条例第2条第1号に規定する個人情報（個人に関する情報であつて、個人が特定され得るもの（他の情報と照合することにより、個人が特定され得るものを含む。）をいいます。）については公表しませんが、その他の部分については本意見書を複写の上、原文のまま公表します。
  - 2 御意見の内容を確認させていただくことがありますので、差し支えなければ電話番号を記入してください。

## 意見書

平成 29 年 2 月 16 日

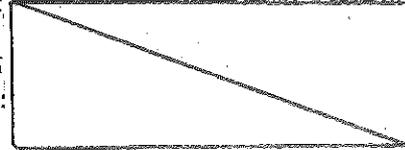
京都府知事 様

意見書を提出しようとする者

住所 (地域団体にあつては、連絡先の住所又は代表者の住所)

京都府相楽郡南山城村  
氏名 (地域団体にあつては、名称及び代

(電話番号)



京都府林地開発行為の手続に関する条例（平成23年京都府条例第25号）第7条第1項の規定による意見は、下記のとおりです。

## 記

- 1 意見を有する事業計画書を提出した林地開発行為予定者の氏名  
FS Japan Project 6 合同会社 職務執行者 トム・フォート・ジヤース・エバレット
- 2 林地開発行為の目的  
メガソーラー発電所の建設
- 3 林地開発行為をしようとする区域  
京都府相楽郡南山城村大字北大河原小字砂田20番4ほか
- 4 事業計画書の内容について生活環境の保全の見地から有する意見

## 別紙

- 備考
- 1 住所（市区町村名を除く。）、氏名及び京都府個人情報保護条例第2条第1号に規定する個人情報（個人に関する情報であつて、個人が特定され得るもの（他の情報と照合することにより、個人が特定され得るものを含む。）をいいます。）については公表しませんが、その他の部分については本意見書を複写の上、原文のまま公表します。
  - 2 御意見の内容を確認させていただくことがありますので、差し支えなければ電話番号を記入してください。

① 希少動植物が生息し、京都府下でも珍しい希少環境をもつ豊かな自然を破壊することや、人々の癒しスポットでもある里山を奪い去ることは、ファーストソーラー社の企業理念に反しないのか？

広告縦覧には、生物のことについての調査結果やコメントが何もかかれていないが、村の貴重な財産である豊かな自然は守れるのだろうか。

日本野鳥の会京都支部の独自調査結果によると、メガソーラー予定地で4月から7月3日までの3か月間に68種類、1297個体の野鳥が記録されている。そしてメガソーラー予定地が「希少種を含む多様な鳥類が生息できる良好な環境であることはまちがいありません」とし更に「湿地では京都府の天然記念物である[ ]や希少種の[ ]も確認されました。」とある。私も生まれて初めて、[ ]を何度も見ることが出来大変感動した。そして、[ ]などの準絶滅危惧種の植物も生息していることが確認できて、この山が宝の山であることを再発見することになった。想像以上に素晴らしい自然の中に暮らしているんだなあと誇りに思う。FS社はこの山について「楡枯れなどで、荒れている」というが、専門家が見ても豊かな自然の残る宝の山なのだ。

又、メガソーラー建設予定地の真ん中を通る奥田への道は村人のウォーキングコースで、四季折々の美しい里山の風景に癒されながら楽しみに歩いている。犬を散歩させながら歩く人、バードウォッチングのために歩く人、リハビリで歩く人、友達と一緒に健康づくりで歩く人、夫婦で豊かな時間を共有している人、色々なことがあって気分転換に歩く人、考え事をするために歩く人、それぞれに里山の風景に癒されながら歩いている。ここは自然を求めて村に移住してきた私達にとって、自慢の癒しスポットなのだ。ストレス社会と言われて久しい日本だからこそ、癒しを与えてくれる豊かな自然は私達の心のよりどころであり、安定剤である。最近、ニッポンの原風景である里山を守っていこうという動きは日本中で高まってきているのに、それに逆行する開発は、受け入れられない。

② 山を削り、保水力のある森林を伐採すれば、  
土砂崩れによる自然災害が起きる危険性が増  
すのではないか？

私達の暮す NT の 3.5 倍程の面積を使う大規模開発は、普通はゼネコンが手掛ける開発だと専門家が言っていた。FS 社は「2 年半かけて工事をする」と説明していたが、日本各地で自然災害が多発している昨今の状況を考えると、メガソーラーの工事中にも東南海地震や集中豪雨に見舞われる可能性さえ考えられる。しかも、60 年前に「28 年大水害」でたくさんの犠牲者もでてしまった場所である。山肌を削り、保水力のある森林を伐採し、砂防指定地内でありながら砂子田川を埋め立ててあちこちに盛土をすれば、土砂崩れによる大災害が起きるんじゃないか、自然からのしっぺ返しを受けるんじゃないかと心配で心配でたまらない。FS 社は「開発した方が水害がおきにくい。」との説明をしていたが、私は去年 8 月の FS 社による説明会で「水を甘く見てはいけない！」と発言された方の言葉がずっと頭から離れない。その言葉の方がずっと信憑性がある。更に、今年 4 月にオープンする道の駅は開発地域のすぐ下流域にある。そこにはこれからたくさんの人が集まるだろうが、その場所も本当に安全だと言えるだろうか？

FS 社は「固定資産税が村に入るから地域貢献できる」と説明しているが、一度大災害が起きたら、取り返しのつかない代償を払わされ、復興に莫大な費用もかかってその税収どころではなくなることは、日本各地の災害を見て皆もよく学んできていることだ。安全神話の原発にしる、広島でおきた土砂崩れによる住宅地の崩壊にしる、国や県が許可を下して行った事業や開発であるにもかかわらず、たくさんの犠牲者を出し、人々の当たり前の生活が奪われてしまった。自然を甘く見て「安全性」を二の次にした開発をした結果である。しかも一度自然災害に見舞われたら復興に長い長い年月がかかる。結局人間は自然の力には勝てないのだと思う。だからこそ私達は自然を簡単に破壊するようなことをしてはいけないと思う。山を削り森林を伐採するなどもってのほかだ。私達は大きなリスクを覚悟しなければならないような開発は受け入れることが出来ない。

意見書

平成 29 年 2 月 24 日

京都府知事 様

意見書を提出しようとする者

住所 相楽郡南山城村

氏名



京都府林地開発行為の手續に関する条例（平成23年京都府条例第25号）第7条第1項の規定による意見は、下記のとおりです。

記

- 1 意見を有する事業計画書を提出した林地開発行為予定者の氏名  
FS Japan Project 6 合同会社 職務執行者 ビュフォード・ヴェーリス・エバレット
- 2 林地開発行為の目的  
メガソーラー発電所の建設
- 3 林地開発行為をしようとする区域  
京都府相楽郡南山城村大字北大河原小字砂田20番4ほか
- 4 事業計画書の内容について生活環境の保全の見地から有する意見

将来の子どもたち（孫たち）に私たちは無責任な決断は出来ません  
 自然のいいところを業者の方には知らないので、  
 ハンセルはいらない 工事はいらない 村の宝である木がはたると  
 いう事は二酸化炭素をどれくらい吸って酸素をどれくらい出して  
 のか教えて下さい  
 うんちなんて巨大な面積の山を削り、まして学校 福祉施設  
 道の駅 住宅のそば によりよってもんは新に巨大なメガソーラー  
 建設をするのであか？ 将来産業廃棄物の捨て場になる様な  
 気がしてなりません 絶対反対です。！

備考 1 住所（市区町村名を除く。）、氏名及び京都府個人情報保護条例第2条第1号に規定する個人情報（個人に関する情報であつて、個人が特定され得るもの（他の情報と照合することにより、個人が特定され得るものを含む。）をいいます。）については公表しませんが、その他の部分については本意見書を複写の上、原文のまま公表します。  
 2 御意見の内容を確認させていただくことがありますので、差し支えなければ電話番号を記入してください。

意見書

平成 29 年 2 月 23 日

京都府知事 様

意見書を提出しようとする者

住所 京都府相楽郡南山城村

氏名



京都府林地開発行為の手続に関する条例（平成23年京都府条例第25号）第7条第1項の規定による意見は、下記のとおりです。

記

- 1 意見を有する事業計画書を提出した林地開発行為予定者の氏名  
FS Japan Project 6 合同会社 職務執行者 ビュフォート・ジエム・エム・レック
- 2 林地開発行為の目的  
メガソーラー発電所の建設
- 3 林地開発行為をしようとする区域  
京都府相楽郡南山城村大字北大河原小字砂田20番4ほか
- 4 事業計画書の内容について生活環境の保全の見地から有する意見

植物の中にと、みどりて、胸をリラックスさせる。  
 月凶が活性化ある。ヒキは、胸の疲れを和らげる力があると  
 テレビでコメントしていました。ニュータウンでは60オム士方が40%を示めています。  
 健康のために私たちはこの豊かな自然の中で毎日ウォーキングを楽しんで  
 います。いったい、どの位の人がこの開発予定地をコースにウォーキングを  
 楽しんでるかご存じでしょうか。こんな素晴らしい材のウォーキングコース  
 を奪わなさい。

- 備考
- 1 住所（市区町村名を除く。）、氏名及び京都府個人情報保護条例第2条第1号に規定する個人情報（個人に関する情報であつて、個人が特定され得るもの（他の情報と照合することにより、個人が特定され得るものを含む。）をいいます。）については公表しませんが、その他の部分については本意見書を複写の上、原文のまま公表します。
  - 2 御意見の内容を確認させていただくことがありますので、差し支えなければ電話番号を記入してください。

## 意見書

平成 29年 2月 23日

京都府知事 様

意見書を提出しようとする者

住所

京都府相楽郡南山城村

氏名

京都府林地開発行為の手續に関する条例（平成23年京都府条例第25号）第7条第1項の規定による意見は、下記のとおりです。

## 記

- 1 意見を有する事業計画書を提出した林地開発行為予定者の氏名  
FS Japan Project 6 合同会社 職務執行者 ビュフォート・ゾーラム・エバレット
- 2 林地開発行為の目的  
メガソーラー発電所の建設
- 3 林地開発行為をしようとする区域  
京都府相楽郡南山城村大字北大河原小字砂田20番4ほか
- 4 事業計画書の内容について生活環境の保全の見地から有する意見

## FSJP6社の信頼性について

- ① 資本金が1円であること。（その後1000万円に増資）
- ② 会社役員が次々と交代していること。
- ③ 反社会的人物と関わってきたこと。
- ④ 事業説明会での資料が充分準備されていないこと。  
（資料のない説明が目立った）  
（資料部数が足りなかった）

など、説明会に臨む姿勢が伝わってこなかった。

企業倫理を示して下さい。

- 備考 1 住所（市区町村名を除く。）、氏名及び京都府個人情報保護条例第2条第1号に規定する個人情報（個人に関する情報であつて、個人が特定され得るもの（他の情報と照合することにより、個人が特定され得るものを含む。）をいいます。）については公表しませんが、その他の部分については本意見書を複写の上、原文のまま公表します。
- 2 御意見の内容を確認させていただくことがありますので、差し支えなければ電話番号を記入してください。

こんな場所でメガソーラー建設おかしいですよ。  
近くには、保育園、小学校、福祉施設、中学校、ニュータウン  
(全戸数約314戸ぐらい)があるのです。

そんな近隣で森林を伐採してまでメガソーラー建設を  
やろうとしています。こんな状況の中で恐ろしい程の広大  
過ぎるこの計画は日本中どこ探しても無いのではないで  
しょうか。

- ・パネルに含まれるカドテルの問題
- ・最近の子測不能な異常気象による災害
- ・反射光や気温の上昇 等々

多くの問題があります。

住民を守るべき村長はFSJP6 合同会社による住民説明会  
には出席もせず、あまりにも無責任であります。

このメガソーラー建設、絶対反対します。

京都府は許可しないで下さい。お願いします。

平成29年2月21日

京都府知事

様

意見書を提出しようとする者

住所 京都府相楽郡南山城村

氏名

京都府林地開発行為の手続に関する条例（平成23年京都府条例第25号）第7条第1項の規定による意見は、下記のとおりです。

記

- 1 意見を有する事業計画書を提出した林地開発行為予定者の氏名  
FS Japan Project 6 合同会社 職務執行者 トムフォート・ゾーハス・エバレット
- 2 林地開発行為の目的  
メガソーラー発電所の建設
- 3 林地開発行為をしようとする区域  
京都府相楽郡南山城村大字北大河原小字砂田20番4ほか
- 4 事業計画書の内容について生活環境の保全の見地から有する意見

村長は、私達のニエータウの事は、そのらぬ顔です、~~私達の~~反対の用紙を  
 持っていつか見せたいのです、月ヶ瀬V.Tを助けて下さい、~~山を~~山を2つ  
 もつたし山全体をメガソーラー発電所を作ると言う、小学校、中学校、幼稚園、  
~~それ~~自然の山を~~つた~~つたの回り目の前に造ると言う  
 それに4月に道の駅がオープンする予定ですか、そこは高いテラスの様な  
 のを作り道の駅に立ち寄るお客さんにその山はいつかのメガソーラーを  
 見せるために作るそうです、村長が言うには、「客が喜ぶぞう」と  
 言っているそうです、月ヶ瀬V.Tの住民はほとんどの方が  
 反対しているのに、村長は見向きもしてない、  
 私の意見ですが、ニエータウの~~前~~小学校、中学校、幼稚園の前でなく  
 村長の家の前の山にメガソーラーを~~建設~~建設すればいい  
 みたいな、村長は南山城村住民としてはおかしいと思います。

備考 1 住所（市区町村名を除く）、氏名及び京都府個人情報保護条例第2条第1号に  
 規定する個人情報（個人に関する情報であつて、個人が特定され得るもの（他の  
 情報と照合することにより、個人が特定され得るものを含む。）をいいます。）に  
 ついては公表しませんが、その他の部分については本意見書を複写の上、原文の  
 まま公表します。  
 2 御意見の内容を確認させていただくことがありますので、差し支えなければ電  
 話番号を記入してください。

メガソーラー建設に大反対します。

意見書

平成 29 年 2 月 23 日

京都府知事 様

意見書を提出しようとする者

住所 京都府相楽郡南山城村

氏名

(電話番号)

京都府林地開発行為の手續に関する条例（平成23年京都府条例第25号）第7条第1項の規定による意見は、下記のとおりです。

記

- 1 意見を有する事業計画書を提出した林地開発行為予定者の氏名  
FS Japan Project 6 合同会社 職務執行者 ビュフォード・ゾーナス・エバレット
- 2 林地開発行為の目的  
メガソーラー発電所の建設
- 3 林地開発行為をしようとする区域  
京都府相楽郡南山城村大字北大河原小字砂田20番4ほか
- 4 事業計画書の内容について生活環境の保全の見地から有する意見

メガソーラーパネルが30万枚も敷き詰められる施設がなぜ保育園、小学校、保健センターのすぐ近くに建設されようとしているのでしょうか！ しかも大切な森をなくしてしまえば建設しなければならないでしょうが、未来の南山城村を背負っていく子どもたちもたまたまか、すくすく育つためよい環境として建設された保育園であり、学校がお年寄りや病弱者が移されるよう、あの場所に建てられたのです。質問します。住民からよろこばれぬような建設をすすめられようとしているのでしょうか！

- 備考
- 1 住所（市区町村名を除く。）、氏名及び京都府個人情報保護条例第2条第1号に規定する個人情報（個人に関する情報であつて、個人が特定され得るもの（他の情報と照合することにより、個人が特定され得るものを含む。）をいいます。）については公表しませんが、その他の部分については本意見書を複写の上、原文のまま公表します。
  - 2 御意見の内容を確認させていただくことがありますので、差し支えなければ電話番号を記入してください。

意見書

平成 29 年 2 月 23 日

京都府知事 様

意見書を提出しようとする者

住所 京都府相楽郡南山城村

氏名

(電話)

京都府林地開発行為の手続に関する条例（平成23年京都府条例第25号）第7条第1項の規定による意見は、下記のとおりです。

記

- 1 意見を有する事業計画書を提出した林地開発行為予定者の氏名  
FS Japan Project 6 合同会社 職務執行者 ビュフォード・ジェームス・エバレット
- 2 林地開発行為の目的  
メガソーラー発電所の建設
- 3 林地開発行為をしようとする区域  
京都府相楽郡南山城村大字北大河原小字砂田20番4ほか
- 4 事業計画書の内容について生活環境の保全の見地から有する意見

計画中のメガソーラー事業は、福祉、教育ゾーンから  
数100mしか寄附れていません。その上、  
100枚もの自然を壊してまですすめる事業では  
ありません。  
自分たちの生活に置き換えて考えて下さい。  
これまで2000筆をとうい超える署名を  
京都府に提出しています。  
これはみんなの願いです。  
安全だと説明されていますが、私たちはそれは思っ  
ていません  
想定される事故と~~そ~~の対応についてシミュレーションを  
行って下さい。

- 備考
- 1 住所（市区町村名を除く。）、氏名及び京都府個人情報保護条例第2条第1号に規定する個人情報（個人に関する情報であつて、個人が特定され得るもの（他の情報と照合することにより、個人が特定され得るものを含む。）をいいます。）については公表しませんが、その他の部分については本意見書を複写の上、原文のまま公表します。
  - 2 御意見の内容を確認させていただくことがありますので、差し支えなければ電話番号を記入してください。

意見書

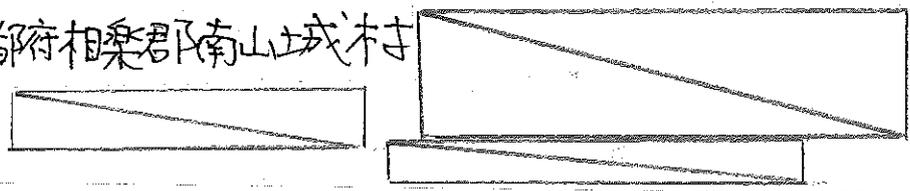
平成29年2月22日

京都府知事 様

意見書を提出しようとする者

住所 京都府相楽郡南山城村

氏名



京都府林地開発行為の手續に関する条例（平成23年京都府条例第25号）第7条第1項の規定による意見は、下記のとおりです。

記

- 1 意見を有する事業計画書を提出した林地開発行為予定者の氏名  
FS Japan Project 6 合同会社 職務執行者 ビュフォート・ジョージ・エバレット
- 2 林地開発行為の目的  
メガソーラー発電所の建設
- 3 林地開発行為をしようとする区域  
京都府相楽郡南山城村大字北大河原小字砂田20番4ほか
- 4 事業計画書の内容について生活環境の保全の見地から有する意見

10年余前に [ ] から自然環境の素晴らしい当地に来て自然と共に良い日々を送っていました。突然メガソーラーの話を知り、かく然としました。自然破壊はもろくんの事、近くには、小学校、保育園等々もあり、子供達や孫達の将来を考えた時、絶対反対です。又建設しようとしている会社の説明会にも行きましたが、不誠実で、全く信頼出来ません。山を切りくずしてまで作るなくても、地に平地は未だ未だあると思います。知事様 絶対に許可しないで下さい

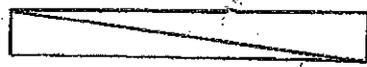
- 備考
- 1 住所（市区町村名を除く。）、氏名及び京都府個人情報保護条例第2条第1号に規定する個人情報（個人に関する情報であつて、個人が特定され得るもの（他の情報と照合することにより、個人が特定され得るものを含む。）をいいます。）については公表しませんが、その他の部分については本意見書を複写の上、原文のまま公表します。
  - 2 御意見の内容を確認させていただくことがありますので、差し支えなければ電話番号を記入してください。

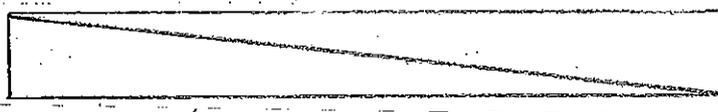
意見書

平成 29 年 2 月 23 日

京都府知事 様

意見書を提出しようとする者

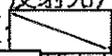
住所 京都府相楽郡南山城村 

氏名 

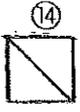
京都府林地開発行為の手續に関する条例（平成23年京都府条例第25号）第7条第1項の規定による意見は、下記のとおりです。

記

- 1 意見を有する事業計画書を提出した林地開発行為予定者の氏名  
FS Japan Project 6 合同会社 職務執行者 ビュフォード・ジョージ・エム・エス・エム
- 2 林地開発行為の目的  
メガソーラー発電所の建設
- 3 林地開発行為をしようとする区域  
京都府相楽郡南山城村大字北大河原小字砂田20番4ほか
- 4 事業計画書の内容について生活環境の保全の見地から有する意見

- ① 開発面積が余りに広大に過ぎる
- ② 美しい景観が壊される（緑は村の宝）
- ③ 気象に影響が出る（気温上昇、竜巻、反射光）
- ④ 森林伐採で希少な生物が絶滅する（ ほか）
- ⑤ 砂子田川が埋め立てられ、迂回させられる
- ⑥ 森林伐採でゲリラ豪雨の場合、大洪水や濁水の発生、土砂崩れ等の多発が懸念される
- ⑦ 調整池が13個建設されるが豪雨に対応できるか不明
- ⑧ 変電所建設で騒音や電磁波公害が心配
- ⑨ 三重県側の建設計画が明らかでない
- ⑩ 送電は高圧鉄塔でなく地下埋設と言うが可能か疑問
- ⑪ 「自然を大切に」と進められている小・中学校での環境教育と裏腹に自然破壊が進められ、児童・生徒への教育上の影響が懸念される
- ⑫ FS社製の太陽光パネルにはイタイタイ病の原因となったカドミウムとテルルという金属の化合物（CdTe＝有毒）が含まれ、台風などで壊れた場合の漏出・飛散が心配
- ⑬ もしも会社が倒産したり売却されるようなことがあった場合、パネルの管理はどうなるのか疑問

1. 建設工おこなっているメガソーラー発電所の建設には  
 左記しているような問題がかなり多く、自然を壊してでも  
 建設する必要が問われる問題であると思っております。  
 左記していることは、ほんの一部です。私達の安全な生活を  
 守るのが、府の使命であると思っております。  
 安心安全な生活が、あつてこそこの村で生活が進展  
 していくことと私どもは考えているので、



⑭ 事業の終了や倒産した場合、パネルが産廃として放置される事態が生じないか心配。  
 氏名及び京都府個人情報保護条例第2条第1号に  
 規定される情報であつて、個人が特定され得るもの（他の  
 個人が特定され得るものを含む。）をいいます。）に  
 ついては公表しませんが、その他の部分については本意見書を複写の上、原文の  
 まま公表します。

2 御意見の内容を確認させていただくことがありますので、差し支えなければ電話番号を記入してください。

意見書

平成 29 年 2 月 23 日

京都府知事 様

意見書を提出しようとする者

住所 相楽郡南山城町 [Redacted]

氏名 [Redacted]

京都府林地開発行為の届出に関する条例（平成23年京都府条例第25号）第7条第1項の規定による意見は、下記のとおりです。

記

- 1 意見を有する事業計画書を提出した林地開発行為予定者の氏名  
FS Japan Project 6 合同会社 職務執行者 ビュフォード・ジェームズ・エバレット
- 2 林地開発行為の目的  
メガソーラー発電所の建設
- 3 林地開発行為をしようとする区域  
京都府相楽郡南山城村大字北大河原小字砂田20番4ほか
- 4 事業計画書の内容について生活環境の保全の見地から有する意見

この村で生まれこの村で生活するに当たり、メガソーラーの問題は、  
 出は晴は、反対です。この自然の中で仕事している中で、山を伐採して  
 作りだすのは「たむご」の虫、鳥、動物から「まむす（場所）」を  
 奪ってしまう、会社の方を自然を奪われてしまっている。  
 自然を壊して作りだすのは「たむご」の虫、鳥、動物から「まむす（場所）」を  
 奪ってしまう、会社の方を自然を奪われてしまっている。  
 近頃は、学校、保育園も有り、子供達には喜ばない。  
 自然を壊す、自然を壊す、自然を壊す、自然を壊す、自然を壊す、自然を壊す、  
 この自然を壊す、自然を壊す、自然を壊す、自然を壊す、自然を壊す、自然を壊す、

備考 1 住所（市区町村名を除く。）、氏名及び京都府個人情報保護条例第2条第1号に規定する個人情報（個人に関する情報であつて、個人が特定され得るもの（他の情報と照合することにより、個人が特定され得るものを含む。）をいいます。）については公表しませんが、その他の部分については本意見書を複写の上、原文のまま公表します。

2 御意見の内容を確認させていただくことがありますので、差し支えなければ電話番号を記入してください。